

議案第 96 号

前橋市建築基準法関係手数料条例等の改正について

令和元年 9 月 3 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市建築基準法関係手数料条例等の一部を改正する条例

(前橋市建築基準法関係手数料条例の一部改正)

第 1 条 前橋市建築基準法関係手数料条例（平成 12 年前橋市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項各号列記以外の部分、第 3 条第 1 項各号列記以外の部分、第 4 条第 4 項及び第 5 条各号列記以外の部分中「第 87 条の 2」を「第 87 条の 4」に改める。

第 6 条の表第 1 号中「第 87 条の 2」を「第 87 条の 4」に改め、同表第 10 号中「第 53 条第 5 項第 3 号」を「第 53 条第 6 項第 3 号」に改め、同号を同表第 10 号の 3 とし、同表第 9 号の 2 を同表第 10 号とし、同号の次に次のように加える。

(10)の 2 法第 53 条第 5 項の規定による建築物の遮蔽率に関する特例の許可を申請する者	3 万 3, 000 円
--	--------------

第 6 条の表に次のように加える。

(34) 法第 87 条の 2 第 1 項の規定による二以上の工事の全体計画に関する認定を申請する者	2 万 7, 000 円
(35) 法第 87 条の 3 第 5 項の規定による興行場等の使用の許可を申請する者	12 万円
(36) 法第 87 条の 3 第 6 項の規定による特別興行場等の使用の許可を申請する者	12 万円

(前橋市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例及び前橋市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の一部改正)

第 2 条 次に掲げる条例の規定中「第 87 条の 2」を「第 87 条の 4」に改める。

(1) 前橋市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例（平成 24 年前橋市条例第 65 号）第 3 条

(2) 前橋市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例（平成28年前橋市条例第45号）第2条第3項  
（前橋市特別業務地区建築条例の一部改正）

第3条 前橋市特別業務地区建築条例（平成3年前橋市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第48条第14項及び第15項」を「第48条第15項から第17項まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。